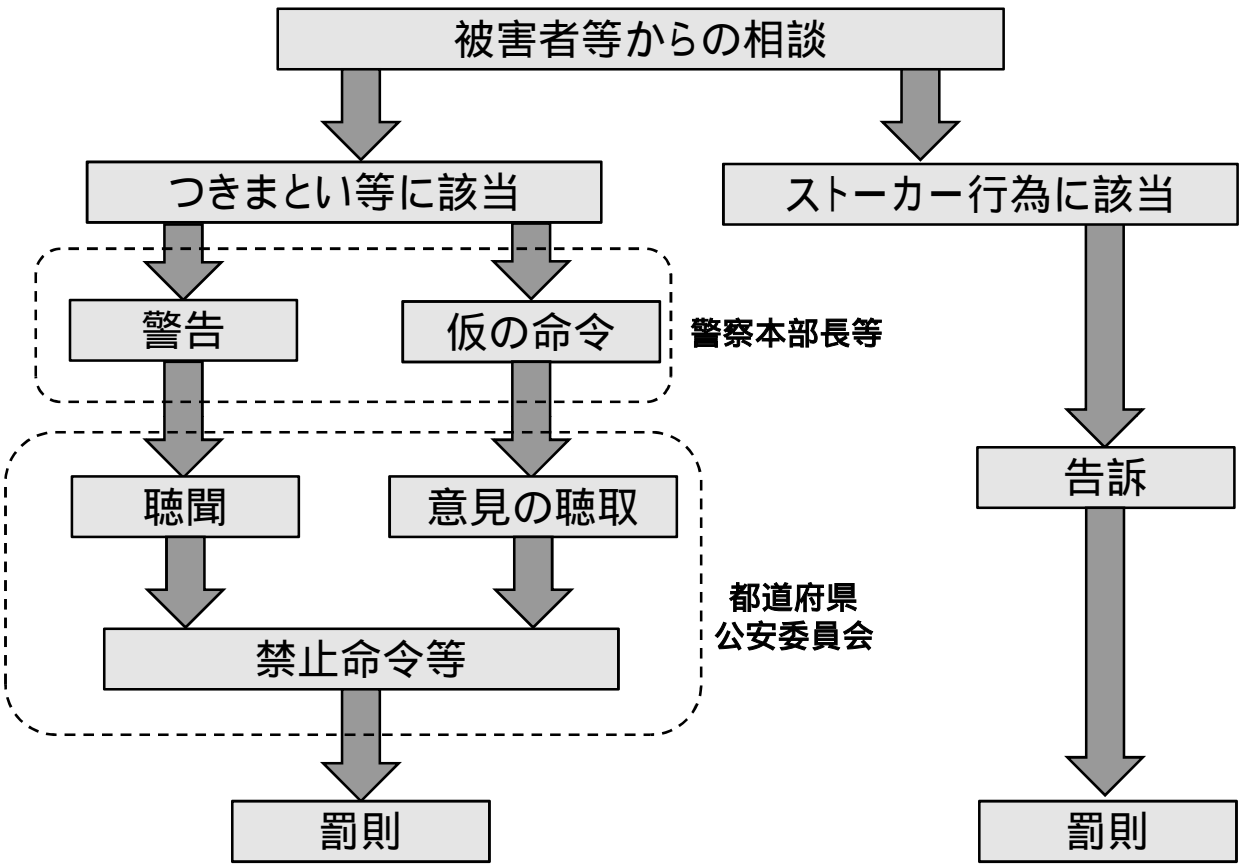


禁止命令等の制度の見直し

論点

より迅速かつ有効な措置を執ることができないか。

現行制度



< 要件 >

警告： (警告を求める申出) **つきまとい行為+不安** + **更に反復して当該行為のおそれ**

禁止命令： (禁止命令を求める申出又は職権) **警告違反** + **更に反復して当該行為のおそれ**

仮の命令： (警告を求める申出) **つきまとい行為+不安 (一定の行為に限定)** + **更に反復して当該行為のおそれ** + **緊急の必要**

警告・禁止命令の発出状況(平成25年)

警告： 2,452件 禁止命令等： 103件 仮の命令： 0件

行為者への指導警告： 9,199件

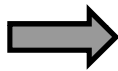
ストーカー規制法違反検挙： 402件(ストーカー行為罪:392件 禁止命令等違反:10件)

他法令による検挙： 1,574件

警告・禁止命令等の効果

平成25年4月～6月のストーカー事案認知件数5,437件

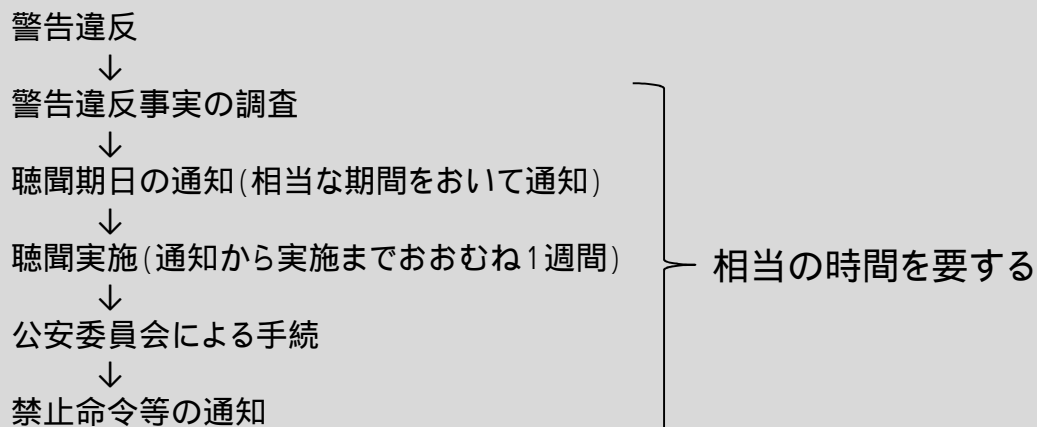
警告	407件(7.5%)	うち効果あり	345件(84.8%)
指導警告	2,349件(43.2%)	うち効果あり	2,070件(88.1%)
禁止命令等	11件(0.2%)	うち効果あり	7件(63.6%)



警告で9割の行為が止まっている

聴聞手続

公安委員会は、禁止命令等をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。
(ストーカー規制法第5条第2項)



検討

- 警告は、違反には罰則がかかっていない
- 禁止命令等は、警告違反があってはじめて発出され、公安委員会が主体で、聴聞手続を要する
- 仮の命令は、違反に罰則がなく、事後に意見の聴取手続を要する
 - ⇒ 迅速性、抑止効果、手続の公正(行為者の権利保障)を勘案した制度とはどういうものか。

罰則の見直し

論点

罰則を見直すべきか。

現行制度の罰則

- ・ ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (第13条)
- ・ 禁止命令等に違反してストーカー行為をしたものは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (第14条第1項)
禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことにより、ストーカー行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (第14条第2項)
- ・ 第14条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。 (第15条)

ストーカー行為に対し罰則を科す根拠

個々のつきまとい行為による相手方の法益侵害の程度は比較的軽微であるが、

- ・ その行為を放置した場合には、相手方の生命、身体、自由又は名誉を侵害する犯罪に発展する危険性を有すること
- ・ 個々の行為自体は現行の刑罰法規では対処できないこと

等を理由とし、その行為が特定の個人に反復して行われることを防止することにより、国民の生命、身体、自由及び名誉を保護する必要があるため。



基本的には、軽犯罪法違反の罪より重く、刑法の罪より軽いものを処罰の対象としている。

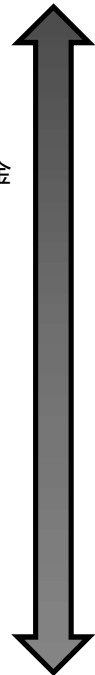
最高裁判所第一小法廷(平成15年12月11日)

元交際相手に対し、2回にわたる花束の郵送、5回にわたる郵送物の送信というつきまとい行為を行いストーカー規制法に抵触した事件の被告側による、「ストーカー規制法第2条は、規制の範囲が広きに過ぎ、かつ、規制の手段も相当ではないから、憲法13条、21条1項に違反する」という主張に対し、

ストーカー規制法は、相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる社会的に逸脱したつきまとい等の行為を規制の対象とした上で、その中でも相手方に対する法益侵害が重大で、刑罰による抑制が必要な場合に限って、相手方の処罰意思に基づき刑罰を科すこととしたものであり、しかも、これに違反した者に対する法定刑は、刑法、軽犯罪法等の関係法令と比較しても特に過酷でないから、ストーカー規制法による規制の内容は、合理的で相当なものである。

各法令における罰則

殺人罪	・死刑又は無期若しくは5年以上の懲役
傷害罪	・15年以下の懲役又は50万円以下の罰金
恐喝罪	・10年以下の懲役
名誉毀損罪	・3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金
住居侵入罪	・3年以下の懲役又は30万円以下の罰金
強要罪	・3年以下の懲役
わいせつ物陳列罪	・2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金 若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金の併科
脅迫罪	・2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
暴行罪	・2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金 又は拘留若しくは科料
禁止命令等違反罪	・1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
ストーカー行為罪	・6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
軽犯罪法違反	・拘留又は科料



ストーカー事案の実態

ストーカー事案の増加

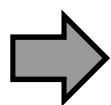
- 平成25年中のストーカー事案認知件数：21,089件
(参考) 14,662件(平成13年中)に比べて43.8%増加

ストーカー行為罪に係る処分結果

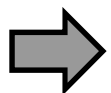
- 平成25年4月～6月までに認知したストーカー事案のうち
ストーカー行為罪で逮捕した事案 85件
 - うち実刑となった事案 4件
 - うち罰金刑となった事案 36件
 - うち不起訴(起訴猶予)となった事案 18件

() 内訳

1年以上2年未満	1件(窃盗、住居侵入と同時送致)
6月以上1年未満	1件
3月以上6月未満	1件
3月未満	1件



検挙しても多くの加害者は執行猶予や罰金刑等の判決で釈放される。



ストーカー行為罪等の罰則の威嚇力・感銘力をどう考えるか

検討

- ・ ストーカー規制法の罰則を引き上げるべきか
- ・ 引き上げるとすれば、どれくらい引き上げるべきか

ストーカー規制法の威嚇力・感銘力が強化され、ストーカー行為の抑止につながる。

被疑者をより長期間被害者から隔離することにより、被害者保護に資する。

罰則の引上げにより被害者が事件化により積極になる。

つきまとい行為は、他法令の罰則に係る行為よりも法益侵害の程度が小さく、罰則の均衡に配慮する必要がある。

論点

親告罪規定を見直すべきか。

親告罪とは

告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪のことをいう。

ストーカー行為罪

ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
(第13条第1項)

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
(同条第2項)

親告罪とされている理由

- ・ 訴追された場合、被害者のプライバシーにかかわる事項が公となって、被害者の不利益を招く場合があること。
- ・ 比較的軽微な個人的法益を侵害する罪であり、被害者の意思に反して訴追する必要性に乏しい。



禁止命令等違反罪が非親告罪である理由

- ・ 禁止命令等の前提である警告を求めている点で、プライバシーにかかわる事項がある程度公になることを許容していると認められること
- ・ 禁止命令等を受けながら、つきまとい行為又はストーカー行為を行っている点で違法性の程度が高いこと

親告罪の例

- ・ **親告罪規定が設けられている罪**
 - 強制わいせつ罪、強姦罪等
 - 未成年者略取・誘拐罪等
 - 名誉毀損罪、侮辱罪
 - 信書開封罪、秘密漏示罪
 - 過失傷害等
 - 私文書等毀棄罪、器物損壊罪、信書隠匿罪
- ・ **親告罪とする理由**
 - 起訴により事実が公になると被害者に不利益が生じるおそれのある罪責が比較的軽微である
 - 本人の意思に反してまで訴追する必要がない

検討

親告罪規定を廃止すべきか。

被害者は、加害者が身近な人物であるなどの理由から、被害届の提出をためらうことが多いところ、非親告罪とすれば、被害者が加害者の強い影響下にあるなどの事情で被害者からの告訴のない場合でも、捜査を進めることができる。

非親告罪であっても被害者の意思に反して(被害届の提出を受けずに)捜査を進めるのは危険性が高いなど、やむを得ない場合である。

被害者の意思に反した形で捜査が行われる場合が生じ得る。

他の親告罪とされている罪との均衡に配慮する必要がある。

論点

常習累犯規定を設けるべきか。

常習累犯とは

常習とは、一定の犯罪行為を反復する習癖をいう。
常習して犯罪行為を行う者は、通常的行為者に比べ、その反社会性が顕著で、犯情が重いことから、通常よりも重い罪を科すものである。

常習累犯を規定するもの

- ・ 常習賭博罪 (刑法第186条)
- ・ 常習傷害罪等 (暴力行為等処罰に関する法律第1条の3、第2条第2項)
- ・ 常習累犯窃盗罪等 (盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条、第3条、第4条)
- ・ 常習的な買収及び利害誘導罪 (公職選挙法第222条第2項)

迷惑防止条例

迷惑防止条例において、つきまとい等を規制する都道府県： 34都道府県

うち、常習累犯を規定する都道府県： 31都道府県

平成25年中の事案における迷惑防止条例適用件数： 118件

うち、常習累犯規定適用件数： 0件

常習性が認められる事例

ストーカー被害者に対するストーカー規制法違反2回、被害者の母親に対する暴行1回等、執拗にストーカー行為をしており、2度の服役にもかかわらずいずれも出所直後にストーカー行為をし、ストーカー規制法違反で3回目の逮捕に至った事例

検討

ストーカー規制法にも常習累犯規定を設けるべきか。

早期に重い罰を科すことができる。

長期にわたり被疑者を社会から隔離することができる。

反復することが処罰の前提となっているストーカー行為罪に、更に習癖をもって繰り返す行為を規制する常習累犯規定を設けることは妥当か。

加害者対策について

論点

加害者対策はどのように在るべきか。

加害者対策の必要性

- ・ ストーカー加害者の中には、被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、検挙される危険性を考慮せずに大胆に犯行に及ぶ者や、何年経っても、つきまとい行為を続ける者がいる。



加害者の行政措置・検挙のみでは、ストーカー行為は止まらない。

どのような対策があるか

啓発・教育

- ・ 加害者にならせないための啓発・教育の実施

カウンセリング・治療

- ・ 加害者に対し、ストーカー行為を止めさせるためのカウンセリング・治療
 - （ カウンセリング、治療の有効性
実施すべき時期
実施に係る制度 ）

検討

・ 加害者対策はどの段階でどのように実施すべきか。